

## 環境安全関連法令の遵守状況

### 法令違反

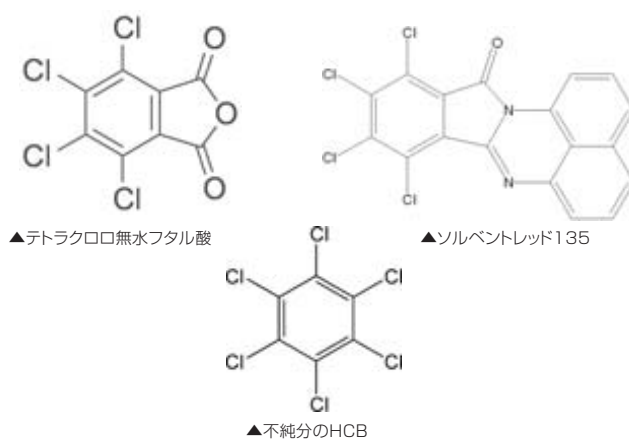
日本化薬では、2005年6月～2006年5月の間に、環境安全に関連する法令違反に関しての命令および罰

則を受けていません。

### 化審法第一種特定化学物質含有原料

2006年2月に、赤色顔料ソルベントレッド135の原料として購入しているテトラクロロ無水フタル酸の中にHCB（ヘキサクロロベンゼン）が不純分として含まれている旨の連絡を商社から受けました。HCBは化審法で製造、輸入および使用が原則禁止されている化学物質です。お客様に対して直ちに当該顔料中にHCBが含まれる可能性のあることを連絡し、当該顔料の使用および顔料を使用した製品の出荷の見合わせを要望しました。行政に対しては、顔料をサンプルとして提供すると同時に顔料中のHCBの含有量を分析しました。また、顔料製造工程ごとのHCBの挙動を解析しました。解析結果は、行政が設置した専門家からなる対策委員会に提出し、当委員会が検討しているHCBの技術的・経済的に実現可能な削減可能レベルの設定の検討資料としました。

同年3月には、顔料中のHCBの自主管理基準を設定し、これを遵守し、かつ定期的な報告をすることを条件に顔料の製造、販売を行政から認められました。



### 化審法 有害性情報報告の遅延

2004年4月から施行された改正・化審法では、事業者は有害性情報を入手したときは60日以内にこの情報を行政に報告することが規定されています。2006年3

月に、有害性情報の報告が遅れている事例があることがわかり、行政にこの事実を伝え、再発防止策を講じました。

### 土壌汚染の浄化

2005年度に東京工場の一部建物の解体工事時に土壌調査を実施したところ、一部の区画において、「ホウ素及びその化合物」、他の区画において「テトラクロロエチレン等の有機溶媒」が基準値を上回っていることが分かりました。

「ホウ素及びその化合物」は偏光板の製造を行っていた時期にホウ酸水溶液を洗浄剤として使用していた経緯があります。漏洩等の事故記録はありませんが、排水経路の接合部等から土中に染み込んだ可能性があります。

基準値を上回っていました区画の土壌を掘削除去し、健全土で埋め戻して整地しました。

「テトラクロロエチレン等の有機溶媒」は医薬原薬及び農薬原体の製造を行っていた時期に使用していた経緯があります。漏洩等の事故記録はありませんが、使用中に、何らかの原因で少量が漏洩し、土中に染み込んだ可能性があります。基準値を超過した区画の土壌の掘削除去、健全土による埋め戻し整地、および深層部の土壌は原位置での浄化処理を行いました。

**化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）**：1968年（昭和43年）のポリ塩化ビフェニル（PCB）によるカネミ油症事件を契機に、1973年（昭和48年）に制定された法律。原則として新しい化学物質を製造する者は事前にデータを添えて審査を受ける必要があります。難分解性、高蓄積性、長期毒性等一定の性質を有する化学物質は製造、使用が禁止される。

**ソルベントレッド135**：プラスチック着色用の赤色顔料。代表的な用途に自動車テールランプ用樹脂の着色があります。